

新制度
スタート！
地元に戻って
働こう！

村上市奨学金を返還している市内在住者を支援します

— 5年間で最大50万円 —

今年度から定住促進施策の一環として、村上市奨学金を受けて大学などに進学し卒業後村上市内に住んでいる人を対象に、返還された奨学金の一部を助成します。

■対象者

次の条件すべてに該当する人

- ① 申請した年度の前年度に、村上市奨学金の返還をした人
※村上市奨学金以外の奨学金は対象となりませんのでご注意ください
- ② 申請期間の末日時点（今年度の場合、平成29年7月31日）
で市内に住所を有する人
※常勤の国家公務員および地方公務員を除く
- ③ 市税を滞納していない人
- ④ 村上市奨学金の返還金を滞納していない人
※5月31日現在の助成対象予定者に、6月下旬ごろに申請書を郵送する予定です



■補助額

補助対象：前年度納期分の村上市奨学金の返還金額
※平成29年度は、平成27年度以前の納期分の返還金額は含みません

補助率：3分の1

補助上限：年間10万円（5年間で最大50万円）

【補助額例1】

平成28年度返還合計額が12万円の場合は、3分の1の4万円が平成29年度に補助金として口座に振り込まれます。

【補助額例2】

平成28年度返還合計額が33万6千円の場合は、補助限度額の10万円（3分の1の11万2千円が10万円を超えるので）が平成29年度の補助額として口座に振り込まれます。

■申請方法

奨学金返還支援補助金交付申請書兼同意書に必要事項を記入の上、添付資料（世帯全員の住民票の写し、納税証明書）と一緒に、学校教育課または各教育事務所の窓口で申し込んでください。申請書は各窓口で配布、または市ホームページからもダウンロードできます。

■申請期間

7月3日(月)～31日(月) ※土・日曜日、祝日を除く

※詳細は、お問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください

●お問い合わせ 学校教育課教育総務室 ☎72-6882 または各教育事務所